

## 資料4

第3回地域医療構想調整会議（和歌山保健医療圏構想区域）資料  
（H29.9.7開催）より

# 「地域医療連携推進法人制度」 について

## 趣旨

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずること

## 地域医療連携推進法人制度の創設（施行日：平成29年4月2日）

### （1）都道府県知事の認定

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる。

＜参加法人（社員）＞ ※地域医療連携推進法人の社員となれる者の範囲については、省令事項

- ・ 病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人（社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等）
  - \* 介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人を加えることができる。

＜主な認定基準＞

- ・ 地域医療構想区域（原則二次医療圏）を考慮して病院等の業務の連携を推進する区域を定めていること。
- ・ 地域の関係者等を構成員とする評議会が、意見を述べるものと定めていること。
- ・ 参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること。
  - \* 都道府県知事の認定は、地域医療構想との整合性に配慮するとともに、都道府県医療審議会の意見を聴いて行う。

### （2）実施する業務

- 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携の推進（介護事業等も含めた連携を加えることができる。）。
- 医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の医療連携推進業務。
  - \* 一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする。
    - ※医療連携推進業務を行う事業者に対する出資要件については、省令事項

### （3）その他

- 代表理事は都道府県知事の認可を要することとともに、剰余金の配当禁止、都道府県知事による監督等の規定について医療法人に対する規制を準用。
- 都道府県知事は、病院等の機能の分担・業務の連携に必要と認めるときは、地域医療構想の推進に必要である病院間の病床の融通を許可することができる。

# 地域医療連携推進法人制度について（概要）

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

## 地域医療連携推進法人

**理事会**  
(理事3名以上及び監事1名以上)

連携法人の  
業務を執行

**社員総会**  
(連携法人に関する  
事項の決議)

意見具申(社員  
総会は意見を尊重)

**地域医療連携  
推進評議会**

認定・監督

都道府県知事

意見具申

都道府県医療審議会

- 医療連携推進区域（原則地域医療構想区域内）を定め、区域内の病院等の連携推進の方針（医療連携推進方針）を決定
- 医療連携推進業務等の実施  
診療科（病床）再編（病床特例の適用）、医師等の共同研修、医薬品等の共同購入、参加法人への資金貸付（基金造成を含む）、連携法人が議決権の全てを保有する関連事業者への出資等
- 参加法人の統括（参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べる）

参画（社員）

参画（社員）

参画（社員）

参画（社員）

参加法人  
(非営利で病院等の運営又は地域包括ケアに関する事業を行う法人)

(例)医療法人 A

病院

(例) 公益法人 B

診療所

(例) NPO法人 C

介護事業所

- ・区域内の個人開業医
- ・区域内の医療従事者養成機関
- ・関係自治体 等

- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定  
(認定基準の例)
  - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
  - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
  - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

## 医療法の一部を改正する法律の施行スケジュール

### ○ 医療法の一部を改正する法律（改正医療法）の概要

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するため、地域医療連携推進法人の認定制度を創設するとともに、医療法人について、貸借対照表等に係る公認会計士等による監査、公告等に係る規定及び分割に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

### ○ スケジュール

- ・ 平成27年4月3日 …改正医療法案 閣議決定・国会提出
- ・ 平成27年夏 …国会審議
- ・ 平成27年9月16日 …改正医療法 成立
- ・ 平成27年9月28日 …改正医療法 公布
- ・ 平成28年3月25日 関係政省令公布、9月1日施行  
…改正医療法 第1段階施行（医療法人制度の見直し関係）
- ・ 平成29年2月8日 …関係政省令公布
- ・ 平成29年2月17日 …ガイドライン通知（局長通知）、モデル定款（課長通知）  
等発出
- ・ 平成29年3月21日 …会計基準省令公布、運用指針通知発出（局長通知）
- ・ 平成29年4月2日施行 …改正医療法 第2段階施行  
（地域医療連携推進法人制度の創設等関係）

◇地域医療連携推進法人化のメリット(法人間の業務の継続、意思決定の継続、資産保有の継続)

## 1. 法制度上のメリット

(1) **病床融通**…病床過剰地域においても、地域医療構想の達成のために必要な病床融通を、参加法人間で行うことを可能とする

【現行制度上の扱い】

- ・病床の地理的偏在を是正するため、都道府県は、各医療圏の基準病床数を算定し、医療計画に規定
- ・病床過剰地域では、病床再編に伴い、地域全体の病床数が増加しない場合にも、病床の融通を行うことは認められない

(2) **資金貸付**…参加法人に対する資金貸付を可能とする

【現行制度上の扱い】

- ・医療法人は、医療法上、剰余金の配当が禁じられており、剰余金の貸付は、原則として認めない取扱い

## 2. 法人運営上のメリット (医療連携推進業務の一例)

(3) **患者紹介・逆紹介の円滑化**…カルテの統一化、重複検査の防止、スムーズな転院

(4) **医薬品・医療機器等の共同購入**…経営効率の向上

(5) **医師・医療機器の再配置**…法人内の病院間での適正配置

# 地域医療構想・地域包括ケアの実現に向けた地域医療連携推進法人制度の創設

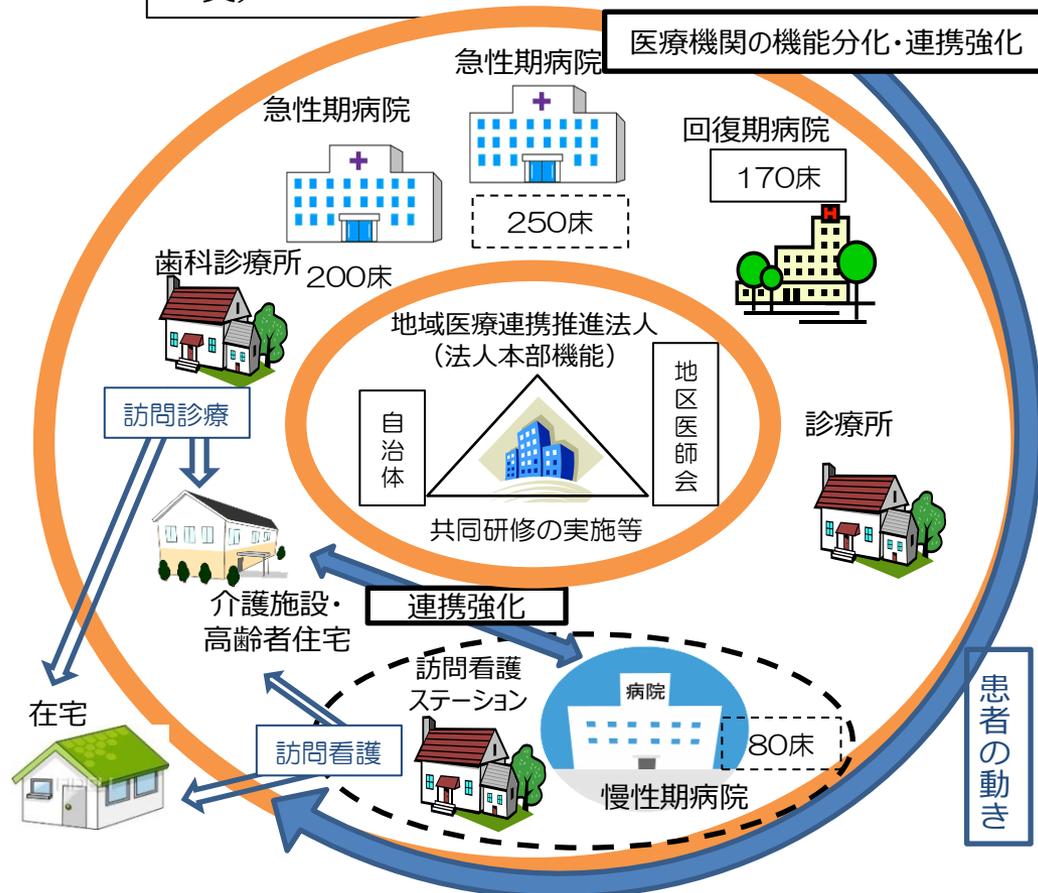
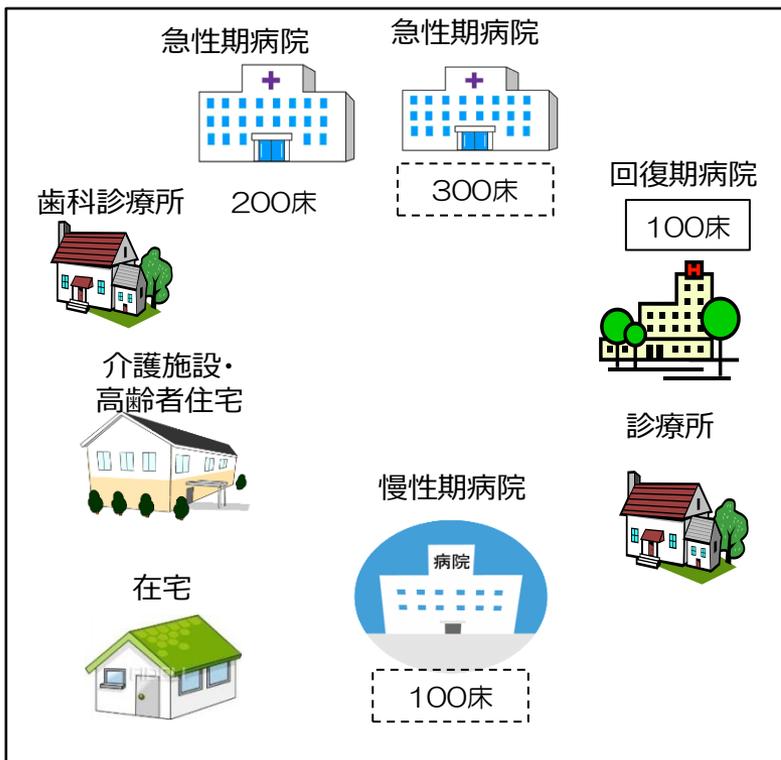
## <イメージ①：地域の病院ネットワークの法人化>

### 課題

- 急性期病院：過剰  
(過剰な設備投資・医療従事者確保競争)
- 回復期病院：不足  
(在宅復帰への橋渡し役の不足)
- 慢性期病院：過剰  
(在宅復帰ではなく長期入院)
- 在宅医療機関：不足  
(在宅医療への対応体制不十分)
- 歯科診療所：バラツキ  
(入院者・入所者への対応不十分)

対応：統一的な方針を調整・決定して課題に対応

- 急性期病院から回復期病院へ病床融通  
(急性期病院の減床・回復期病院の増床)
- 慢性期病院の機能転換による在宅医療の充実  
(慢性期病院の減床・在宅医療の体制強化、医療従事者の研修)
- 医療機関と介護施設・高齢者住宅の連携の強化  
(入所者・在宅の訪問看護・診療や、口腔ケアの充実)



患者の動き

## <イメージ②：地域の複数の総合病院のグループ化>

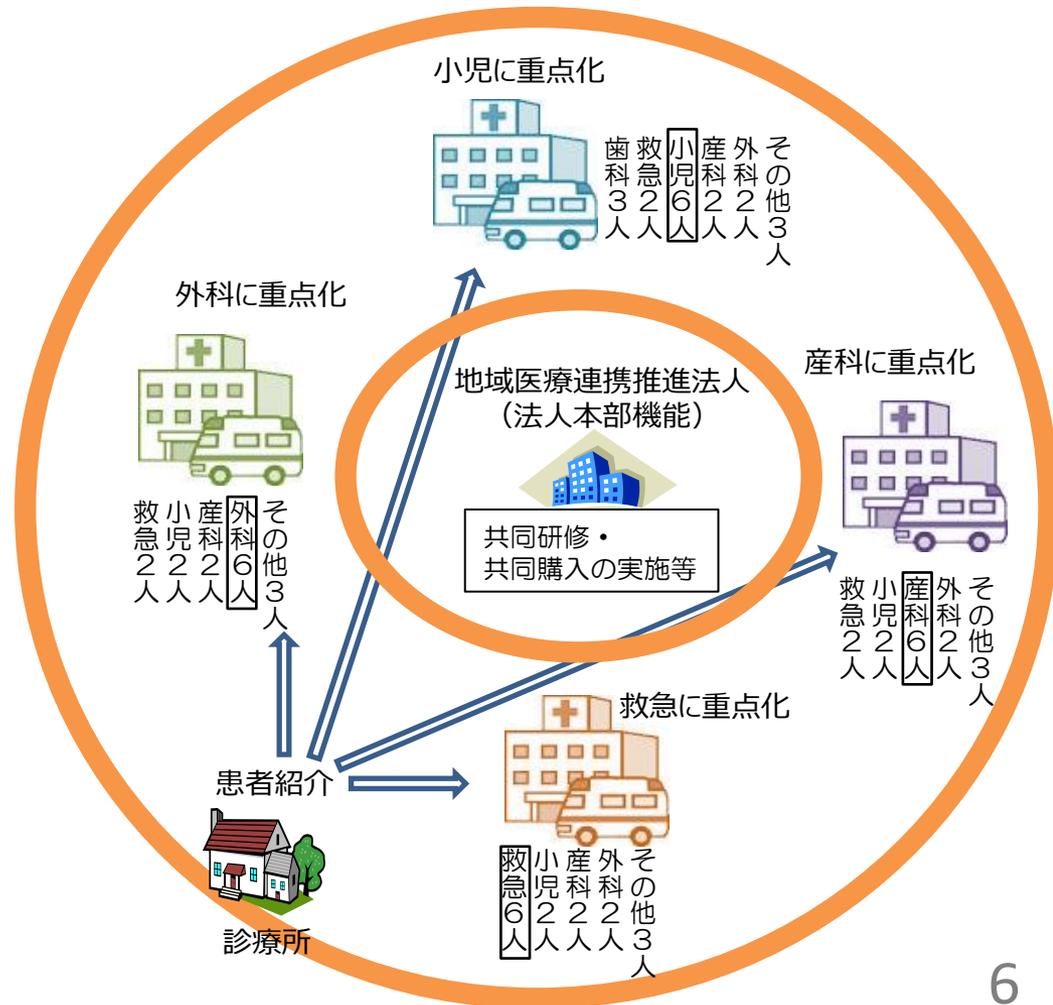
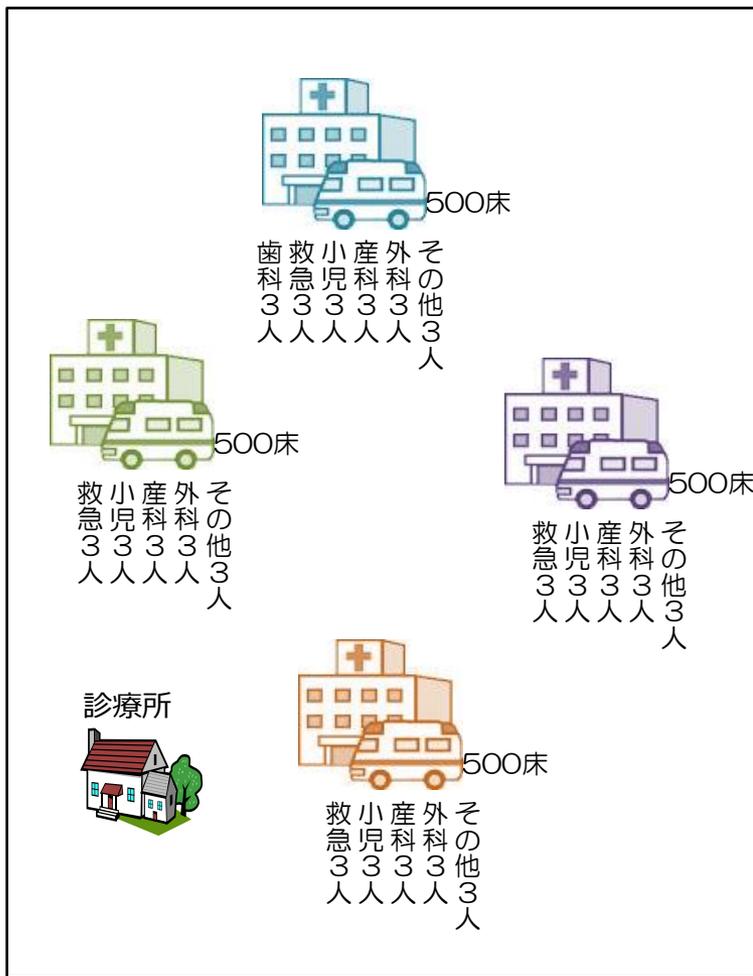
課題：病院間の役割分担がない

- ・診療内容が競合
- ・診療規模・質が中途半端  
→ 医師が適正配置されていない等
- ・医療機器を別々に購入
- ・高難度症例が分担されていない

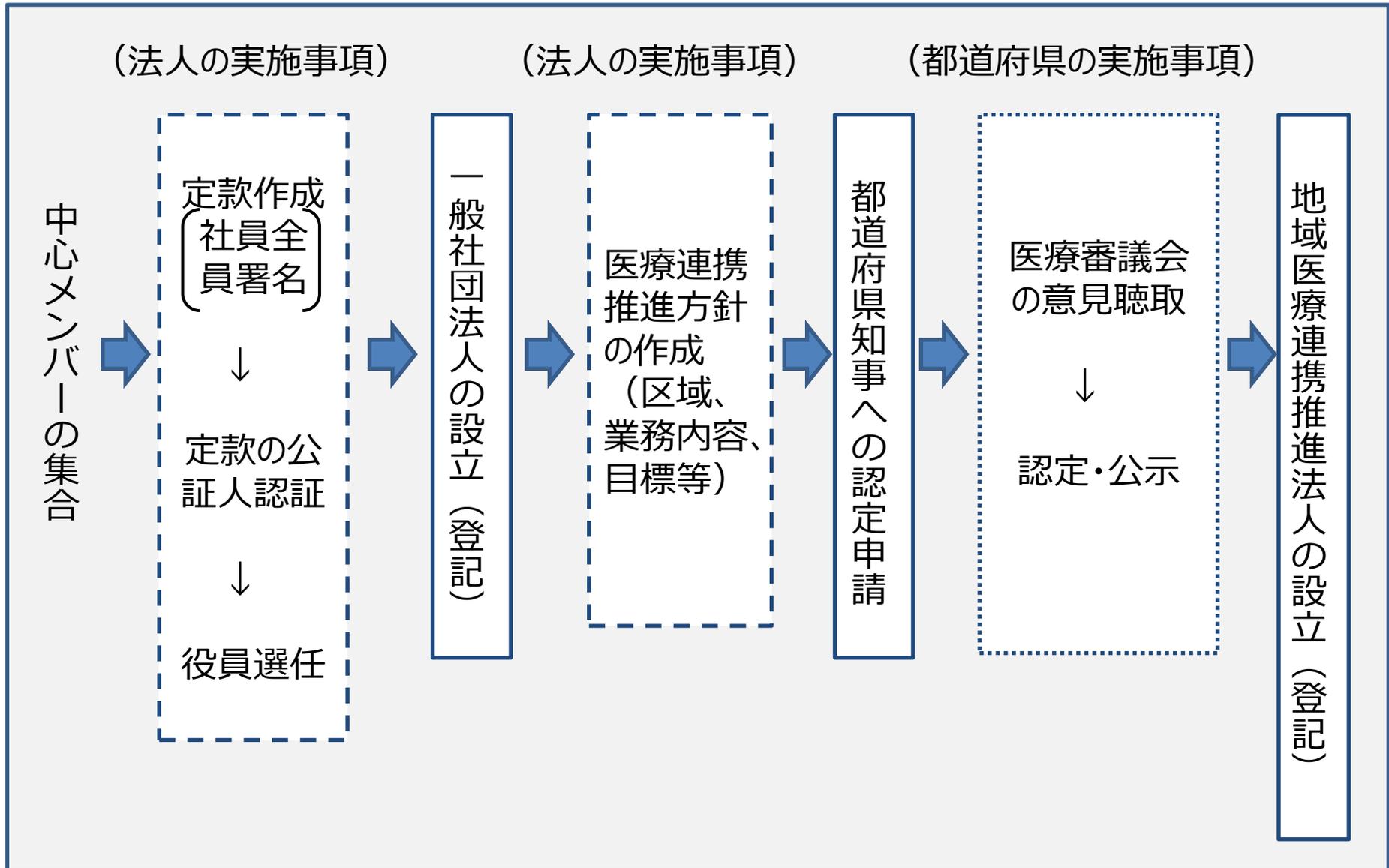


対応：統一的な方針を決定して病院間の役割分担

- ・診療内容を重点化
- ・医師の集約化により、医師を確保、質の向上
- ・共同研修で専門性を高める、共同購入で効率化
- ・専門性の高い病院への患者紹介の円滑化



# 地域医療連携推進法人設立までの手続・スケジュール



# 医療連携推進方針のイメージ

## 1. 地域医療連携推進法人の医療連携推進区域

〇〇県〇〇市、〇〇市、〇〇町

## 2. 参加法人

- ・ 〇〇法人: 〇〇病院
- ・ ◇◇法人: ◇◇病院
- ・ 〇〇法人: 〇〇診療所
- ・ 〇〇法人: 特養〇〇院

## 3. 理念、運営方針

(理念) 〇〇〇〇

(運営方針) ・ 〇〇〇〇  
・ 〇〇〇〇  
・ 〇〇〇〇

## 4. 医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・ グループ内病院間の調整を図り、退院支援、退院調整ルールを策定する。  
具体的には、〇〇病院からの退院は◇◇病院又は〇〇診療所(自宅)で対応し、◇◇病院からの退院は〇〇診療所(自宅)又は〇〇院で対応する。自宅への退院者数を年間100人以上とする。
- ・ 医師、看護師等のキャリアパスを構築し、人材の定着率の向上を図る。  
具体的には、〇〇病院の看護師・技師は4～5年目は〇〇診療所で勤務する。人材の5年目定着率を5ポイント上昇させる。

- ・ 医師の再配置を行い、グループ内病院の診療内容の重点化を図る。  
具体的には、〇〇病院は救急医療に、◇◇病院は産科医療に、〇〇病院は小児医療に重点化を図る。
  - ・ 療養病床の機能転換を行い、在宅医療等への転換を進める。  
具体的には、グループ内の療養病床〇床の機能転換を図り訪問看護ステーションを新設する。
  - ・ グループ内病院間の調整を図り、救急患者受入ルールを策定する。  
具体的には、月・火は〇〇病院、水・木は◇◇病院、金・土は〇〇病院、日は◇◇病院とする方向で検討する。
  - ・ 医師等の共同研修を実施し、医療の専門性の向上を図る。  
〇〇研修(医師)、〇〇研修(看護師)、〇〇研修(事務職)等を開催。
  - ・ 医薬品等の共同購入、医療機器の共同利用を行い、経営の効率化を図る。共同購入は、関係者による医薬品の選定会議を開催し、共同購入を10品目以上とする。
  - ・ グループ内で資金融通を行い、資金の効率化的活用を図る。
- ## 5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項
- ・ 入院患者の在宅療養生活への円滑な移行を推進する。
  - ・ 要介護者急変時に対応できるよう、病院と介護施設の連携強化を図る。
  - ・ 訪問看護ステーション等への職員の再配置を行い、在宅介護の充実を図る。

## 地域医療連携推進法人の認定基準（医療法第70条の3第1項）

- ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とするものであること。
- ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- ④ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ 医療連携推進業務が医療法第70条の2第2項及び第3項の規定に違反していないものであること。（医療連携推進方針には、医療連携推進区域、機能分担・業務連携に関する事項、当該事項の目標等を記載しなければならない。また、医療連携推進区域は、地域医療構想区域を考慮して定めなければならない。）
- ⑥ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- ⑦ 社員は、参加法人及び医療連携推進区域において良質な医療を提供するために必要な者として定款で定めているものであること。
- ⑧ 病院等を開設する参加法人の数が2以上であるものであることその他の参加法人の構成が医療連携推進目的に照らし、適当と認められるものとして要件を満たすものであること。
- ⑨ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件等を付していないものであること。
- ⑩ 社員は各1個の議決権を有するものであること。（不当に差別的な取扱いでなく、かつ、提供した金銭に応じて異なる取扱いでなければ、定款において、議決権の数や議決権の行使の条件など別に定めることが可能。）
- ⑪ 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。

## 地域医療連携推進法人の認定基準（医療法第70条の3第1項）

- ⑫ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員並びに理事及び監事としない旨を定款で定めているものであること。
- ⑬ 役員について、「役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること」、「各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が役員の総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること」、「理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者であること」のいずれにも該当するものであること。
- ⑭ 代表理事を1人置いているものであること。
- ⑮ 理事会を置いているものであること。
- ⑯ 地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。（医療を受ける者、関係団体、学識経験者等で構成。）
- ⑰ 参加法人が予算の決定等その他の重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。
- ⑱ 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- ⑲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
- ⑳ ①～⑲に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして定める要件に該当するものであること。

# 地域医療連携推進法人制度（平成29年4月2日施行）に関する政省令委任事項

（医療法の一部を改正する法律（平成27年法律第74号）関係）

医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として、地域医療連携推進法人の認定制度を創設する。これにより競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

## （1）都道府県知事の地域医療連携推進法人の認定

法律：地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人は、都道府県知事の認定（医療連携推進認定）を受けることができる。

施行令：医療連携推進認定の申請書の記載事項

⇒法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所所在地、医療連携推進業務の内容（→（5））

## （2）地域医療連携推進法人の社員

法律：参加法人

- ⇒ ・病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営利法人  
（社会福祉法人、公益法人、学校法人、国立大学法人、独法、地方独法、自治体等）
- ・介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う非営利法人

施行規則：参加法人以外で良質且つ適切な医療の効率的な提供のために必要な者として社員になれる者

- ⇒ ・医療連携推進区域内の個人開業医、大学等の医療従事者養成機関の開設者、自治体、医師会、歯科医師会等

施行規則：定款に定めることとされている役員・社員の欠格事由

- ⇒ ・地域医療連携推進法人と利害関係のある、営利を目的とする団体の役職員又はその役員の配偶者若しくは三親等内の親族、参加法人と利害関係のある営利を目的とする団体の役員等

## （3）参加法人に関する要件

法律：医療機関を開設する法人が2つ以上であること

施行規則：医療機関を開設する参加法人の議決権の合計が、介護事業等を行う参加法人の議決権の合計より多いこと

#### (4) 地域医療連携推進法人の主な認定基準

法律：地域医療構想区域（原則二次医療圏）を考慮して医療連携推進区域を定めていること

法律：地域の関係者等を構成員とする評議会が、地域医療連携推進法人に対して意見を述べるものと定めていること

法律：参加法人の予算、事業計画等の重要事項について、地域医療連携推進法人の意見を求めるものと定めていること

施行規則：地域医療連携推進法人が定款で定める、解散時の残余財産等の帰属先等

⇒公的医療機関、財団である医療法人、社団である医療法人であって持分の定めのないもの（国、地方公共団体については法律で規定）

#### (5) 地域医療連携推進法人の実施する業務（医療連携推進業務）

法律：医療従事者の研修、医薬品等の供給、資金貸付等の参加法人が必要な資金を調達するための支援

施行規則：参加法人が必要な資金を調達するための支援 ⇒ 資金の貸付、債務の保証、基金の引き受け者の募集

法律：一定の要件により、介護サービス等を行う事業者に対する出資を可能とする

施行規則：出資の要件 ⇒ 地域医療連携推進法人が出資を行う対象の事業者の議決権の全てを保有すること

#### (6) 地域医療連携推進法人における病床融通の特例

法律：都道府県知事は、一定の要件に該当すると認めるときは、基準病床数の特例として、増床等に係る事務を行うことができる。

施行規則：特例の要件

⇒地域医療構想の達成の推進に必要であること、地域医療連携推進法人内で合計病床数が増加しないこと、病床数が減少する場合は医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を生じないこと、法人内の評議会の意見を聴いていること

#### (7) 地域医療連携推進法人の監督

法律：都道府県知事による監督については、医療法人に対する規制を準用する。（剰余金の配当禁止等）

法律：病院等又は介護事業等に関する施設等であって省令で定めるものを開設するときは、あらかじめ都道府県知事の確認を受けなければならない

施行規則：都道府県知事の確認を受けなければならない介護事業等に関する施設等であって省令で定めるもの

⇒第一種社会福祉事業に係る施設で介護事業等に関するもの

施行令：地域医療連携推進法人が2県にまたがる場合、認定を行う都道府県知事は、認定又は認定取消しに際し、認定を行わない都道府県知事の意見を聴かなければならない

#### (8) 準備行為

施行規則：施行日前であっても都道府県知事の準備行為（地域医療連携推進法人の認定申請、都道府県医療審議会の審議）を行うことを可能にする

# 地域医療連携推進法人設立事例

## ① 離島における地域の多数の診療所の業務連携

名称：奄美南部メディカルケアアソシエーション（ANMA）

法人認定日：平成29年4月2日

連携推進区域：鹿児島県大島郡瀬戸内町、宇検村

参加法人：瀬戸内町 瀬戸内町与路へき地診療所  
瀬戸内町へき地診療所(19床)  
瀬戸内町巡回診療車  
瀬戸内町国保池地診療所（2床）  
宇検村 宇検国保診療所  
医療法人馨和会 いづはら医院（19床）

業務連携の内容：

- ・ 休日平日の夜間の急病診療体制の当番制の確立
- ・ へき地医療を担う医療研修制度の確立
- ・ 医療介護情報の連携基盤構築の推進
- ・ 医師の再配置を行い、地域の診療内容の重点化及び無医地区の解消を図る
- ・ 病床融通を行い、適正な病床配置に向けた協議の実施
- ・ 地域包括ケアの推進 等

【参考】 <http://www.sogo-medical.co.jp/topics/view/3920/page:5>

## ②中山間地域における市立病院等の業務連携

名称：備北メディカルネットワーク

法人認定日：平成29年4月2日

連携推進区域：広島県三次市・庄原市

参加法人：三次市 市立三次中央病院（350床）

一般社団法人三次地区医師会 医師会立三次地区医療センター（150床）

庄原市 庄原市立西城市民病院（54床）

### 【参考】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/53/chiiikiyourenkeisuishinhoujin-nintei.html>

業務連携の内容：

#### 1.医療従事者を確保・育成する仕組みづくり

- ・中山間地域において安定的に医療サービスを提供するため、地域全体で医療従事者を確保・育成する仕組みを構築する。

#### 2.地域包括ケアの推進

- ・医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービス等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する。

#### 3.共同購買の仕組みづくり

- ・医薬品、診療材料、医療機器等の購入に際して、参加病院が共同で価格交渉等を行うことにより、スケールメリットを活かしたコスト削減を図る。

#### 4.共同研修の仕組みづくり

- ・各病院が実施している各種研修を参加病院で共同で実施することにより、研修効果の向上、受講機会の拡大、経費の節減、業務量の軽減を図る。

#### 5.介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援

### ③統合再編成を目指した病院間の業務連携

名称：はりま姫路総合医療センター整備推進機構

法人認定日：平成29年4月3日

連携推進区域：兵庫県西播磨医療圏・中播磨医療圏

参加法人：兵庫県 県立姫路循環器病センター（350床）  
社会医療法人 製鉄記念広畑病院（392床）

業務連携の内容：

- ・ 安定的な医療スタッフの確保を図り、医療連携推進区域において質の高い医療提供体制の整備
- ・ 統合再編新病院と地域の医療機関との相互理解を深め、患者紹介等患者への医療提供をスムーズに行うことができる仕組みの構築
- ・ 両病院による医療情報の共有により、継続性のある適切な診療体制の確保
- ・ 各種研修を共通のプログラム等で実施し、両病院職員のレベルアップを図るとともに一体感を高める
- ・ 統合再編新病院で円滑な組織運営が可能となるよう、医療スタッフの人材交流の実施
- ・ 積極的な情報発信
- ・ 医療スタッフの計画的な採用
- ・ 医療提供体制の統一化
- ・ 両病院の経営の効率化 等

#### ④大学付属病院と地域医療法人等の業務連携

名称：尾三会

法人認定日：平成29年4月2日

連携推進区域：愛知県名古屋市、岡崎市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、東郷町

参加法人：藤田保健衛生大学病院（1435床）、医療法人（16）、生活協同組合（1）、社会福祉法人（1）、公益財団法人（1）

業務連携の内容：

- ・医療及び介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療の充実を図る
- ・医療及び介護従事者向け勉強会や研修業務の共同実施を通じ、回復期機能及び在宅医療の充実化を図る
- ・患者情報の共有化モデルの確立
- ・医薬品の一括交渉による経営の効率化／医療機器等の共通化及び一括価格交渉による経営の効率化
- ・先進的な地域包括ケアモデル情報の提供
- ・「暮らし」を支える在宅診療のシステム化に貢献
- ・介護及び医療従事者等の相互派遣を通じて在宅診療等の充実化に貢献
- ・患者及び利用者情報の共有化モデルの確立 等

【参考】 <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/imu/0000035383.html>

# 「地域医療連携推進法人」の設立事例について

No.	名称	連携推進区域	参加法人・社員	運営方針	業務連携の内容	認定日
1	尾三会	愛知県 名古屋市緑区、天白区 岡崎市 豊川市 刈谷市 豊田市 東海市 大府市 知立市 豊明市 日進市 みよし市 東郷町	<p>【参加法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南医療生活協同組合 総合病院南生協病院(313床)</li> <li>・医療法人清水会 相生山病院(162床)</li> <li>・医療法人なるみ会 第一なるみ病院(130床)</li> <li>・医療法人コジマ会 ジャパン藤脳クリニック(19床)</li> <li>・医療法人みどり訪問クリニック</li> <li>・医療法人並木会 並木病院(212床)</li> <li>・医療法人愛整会 北斗病院(270床)</li> <li>・医療法人鉄友会 宇野病院(180床)</li> <li>・医療法人十全会 三嶋内科病院(146床)</li> <li>・医療法人葵 葵セントラル病院(30床)</li> <li>・医療法人宝美会 総合青山病院(230床)</li> <li>・医療法人明和会 辻村外科病院(120床)</li> <li>・医療法人社団同仁会 一里山・今井病院(20床)</li> <li>・公益財団法人 豊田地域医療センター(150床)</li> <li>・医療法人贈恩会 小嶋病院(299床)</li> <li>・医療法人利晴会 前原整形外科リハビリテーションクリニック(19床)</li> <li>・医療法人 秋田病院(150床)</li> <li>・学校法人藤田学園 藤田保健衛生大学病院(1435床)</li> <li>・社会福祉法人 あかいけ寿老会(特養50名)</li> <li>・医療法人名翔会 和合の里(老健105床)</li> </ul> <p>【社員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富田病院</li> <li>・たきざわ胃腸科外科</li> </ul>	<p>①特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や医療資源（医療従事者等）の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期及び在宅医療等の充実化の促進</p> <p>②広域を担う特定機能病院と地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目無く適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与</p> <p>③厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるよう、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等の支援</p>	<p>&lt;医療機能の分担と業務の連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療及び介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療の充実化を図る</li> <li>・医療及び介護従事者向け勉強会や研修業務の共同実施を通じ、回復期機能及び在宅医療の充実化を図る</li> <li>・患者情報の共有化モデルの確立</li> <li>・医療事故調査等に関する業務の連携を実施し、安全な地域医療の実現に貢献</li> <li>・医薬品の一括交渉による経営の効率化／医療機器等の共通化及び一括価格交渉による経営の効率化</li> <li>・給食サービスの共同化を実施し、適切な配食と経営の効率化を図る</li> </ul> <p>&lt;地域包括ケアモデルに資する事業&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な地域包括ケアモデル情報の提供</li> <li>・「暮らし」を支える在宅診療のシステム化に貢献</li> <li>・介護及び医療従事者等の相互派遣を通じて在宅診療等の充実化に貢献</li> <li>・患者及び利用者情報の共有化モデルの確立</li> </ul>	平成29年 4月2日
2	はりま姫路総合医療センター整備推進機構	兵庫県 中播磨圏域（姫路市、福崎町、市川町、神河町） 西播磨圏域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県 県立姫路循環器病センター（350床）</li> <li>・社会医療法人 製鉄記念広畑病院（392床）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器疾患医療、救命救急センター機能等専門性の高い医療の継承及び発展</li> <li>・高度専門・急性期医療を担う医療機関としての他の医療機関と協力及び連携し、地域医療ネットワークの中心的な役割を果たす</li> <li>・質の高い診療・教育・研究を行い、将来の活躍が期待される医師等が集まるリーディングホスピタルを目指す</li> <li>・疾病予防の啓発活動及び予防医学の進展に貢献</li> </ul>	<p>①安定的な医療スタッフの確保を図り、医療連携推進区域において質の高い医療提供体制の整備</p> <p>②統合再編新病院と地域の医療機関との相互理解を深め、患者紹介等患者への医療提供をスムーズに行うことができる仕組みの構築</p> <p>③両病院による医療情報の共有により、継続性のある適切な診療体制の確保</p> <p>④各種研修を共通のプログラム等で実施し、両病院職員のレベルアップを図るとともに一体感を高める</p> <p>⑤統合再編新病院で円滑な組織運営が可能となるよう、医療スタッフの人材交流の実施</p> <p>⑥積極的な情報発信／医療スタッフの計画的な採用／医療提供体制の統一化／両病院の経営の効率化</p>	平成29年 4月3日
3	備北メディカルネットワーク	広島県 三次市 庄原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三次市 市立三次中央病院(350床)</li> <li>・三次地区医師会 医師会立三次地区医療センター(150床)</li> <li>・庄原市 庄原市立西城市民病院(54床)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全かつ安心な医療提供体制を追求する</li> <li>・医療従事者がやりがいをもって働くことができる環境づくりを追求する</li> <li>・医療機関の安定的な経営を追求する</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.医療従事者を確保・育成する仕組みづくり</li> <li>・中山間地域において安定的に医療サービスを提供するため、地域全体で医療従事者を確保・育成する仕組みを構築する</li> <li>2.地域包括ケアの推進</li> <li>・医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する</li> <li>3.共同購買の仕組みづくり</li> <li>・医薬品、診療材料、医療機器等の購入に際して、参加病院が共同で価格交渉等を行うことにより、スケールメリットを活かしたコスト削減を図る</li> <li>4.共同研修の仕組みづくり</li> <li>・各病院が実施している各種研修を参加病院共同で実施することにより、研修効果の向上、受講機会の拡大、経費の削減、業務量の軽減を図る</li> <li>5.介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項</li> <li>・医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の取組を支援する</li> </ol>	平成29年 4月2日
4	奄美南部メディカルケアアソシエーション（ANMA）	鹿児島県大島郡 瀬戸内町 宇検村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸内町 瀬戸内町与路へき地診療所</li> <li>・瀬戸内町へき地診療所(19床)</li> <li>・瀬戸内町巡回診療車</li> <li>・瀬戸内町国民健康保険池地診療所(2床)</li> <li>・宇検村 国民健康保険宇検診療所</li> <li>・医療法人馨和会 いつはら医院(19床)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが住み慣れた地域で自分らしく末永く暮らせるよう、地域の医療機関相互の機能の分担・連携を推進</li> <li>・質の高い医療を効率的に提供し、介護事業等とともに連携し、地域の皆様が健康で、意欲のある生活を送れるように保健・医療・福祉のイノベーションを図り、未来に責任ある街づくりの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日平日の夜間の急病診療体制の当番制の確立</li> <li>・へき地医療を担う医療研修制度の確立</li> <li>・医療介護情報の連携基盤構築の推進</li> <li>・医師の再配置を行い、地域の診療内容の重点化及び無医地区の解消を図る</li> <li>・病床融通を行い、適正な病床配置に向けた協議の実施</li> <li>・健康増進及び医療に関する啓蒙活動</li> <li>・地域包括ケアの推進</li> </ul>	平成29年 4月2日